

月例研究会（2013年10月23日）

盧・金 南北頂上会談議事録の 流出と韓国大統領記録管理の課題

金 慶南

1. 本報告では、韓国の大統領直属機関である国家情報院が、与党選挙支援の一環として国家機密「盧・金 南北頂上会談議事録」（以下、「南北会談録」と略称）を流出させた経緯を通じて、韓国の大統領記録管理における問題点と課題を明らかにする。この研究によって、大国の政策決定に多大な影響を被る国、民主主義が成熟していない国において、歴史的に重要な記録を守る方法を模索し得ると考える。政治・法律的な側面を考慮しつつ、記録史料学的な観点から総合的なアプローチを試みる。
2. 「南北会談録」流出問題の発生経緯について、時系列に沿って各機関・メディア別に考察した。2012年12月の大統領選挙時、セヌリ党は「2007年の南北会談で、金正日国防長官がNLL（Northern Limit Line, “西海北方限界線”）を共同漁労区域あるいは平和線とすることを提議、盧武鉉大統領がNLLを放棄した」と国家機密を流出させた。それ以前に国家情報院は「南北会談録」要約本を作成して（'12.12.17）検察へ提出、検察は令状なしで閲覧（'13.1.16）、更にセヌリ党の閲覧・メディア公開（'13.6.20）に至った。上記三者に対する、記録管理専門家団体と市民団体による強い抗議活動について述べた。
3. 「大統領記録管理法」制定以前の記録管理制度史、前近代期の大統領記録にあたる王の記録管理の伝統について検討した。朝鮮時代の法律、史官制度、王の死後編纂制度、五大史庫分散保存制度などが挙げられる。また、

韓国の記録管理の伝統が断絶した経緯について、日帝強占期・米ソ軍政期・朝鮮戦争・南北分断期の経験を軸に、概略的に考察した。特に植民地時期、日本本国と朝鮮総督府の二重の決済構造の中で変形されたことに焦点を当てた。また韓国政府樹立以来、「公共機関の記録管理に関する法律」の制定（'99年、金大中政権）と前後して、国家記録院（'04年以前は政府記録保存所）が大統領記録とその管理制度を整備する過程を追った。さらに民間の大統領図書館・記念館設立の検討の必要性も指摘した。

4. 「大統領記録管理に関する法律」制定以降の大統領記録管理の特徴と変化を分析した。特に「南北会談録」流出に関連する法律を重点的に検討した。「大統領記録管理法」では、管理範囲・指定記録・管理組織・専門家・罰則条項について調べた。関連法律として、「公共機関記録管理法」の会議録義務事項・電子記録・秘密記録管理について検討した。さらに「国家情報院法」の職員義務・政治禁止条項、法律運用過程で発生した「e知園」大統領記録管理システムの未移管問題（盧武鉉政権）、重要文書の未移管問題（李明博政権）などについて述べた。
5. 大統領記録管理の問題点と課題について考察した。上記の法律問題を検討した結果、「南北会談録」原本の行方不明問題、国家情報院の大統領指定記録管理権限の独占問題、大統領記録館長の更迭問題、国家情報院・検察・国会議員の政治的利用問題、秘密記録管理の問題、罰則の非現実性問題が明らかになった。権力機関の法律遵守意識、「大統領記録管理法」と管理機関のレベル向上、管理機関の独立性・中立性を保障し得る処置が必要であり、大統領記録保存の重要性に対する文化的な意識向上などが課題として挙げられる。

（きむ・ぎよんなむ 法政大学大原社会問題研究所
准教授）